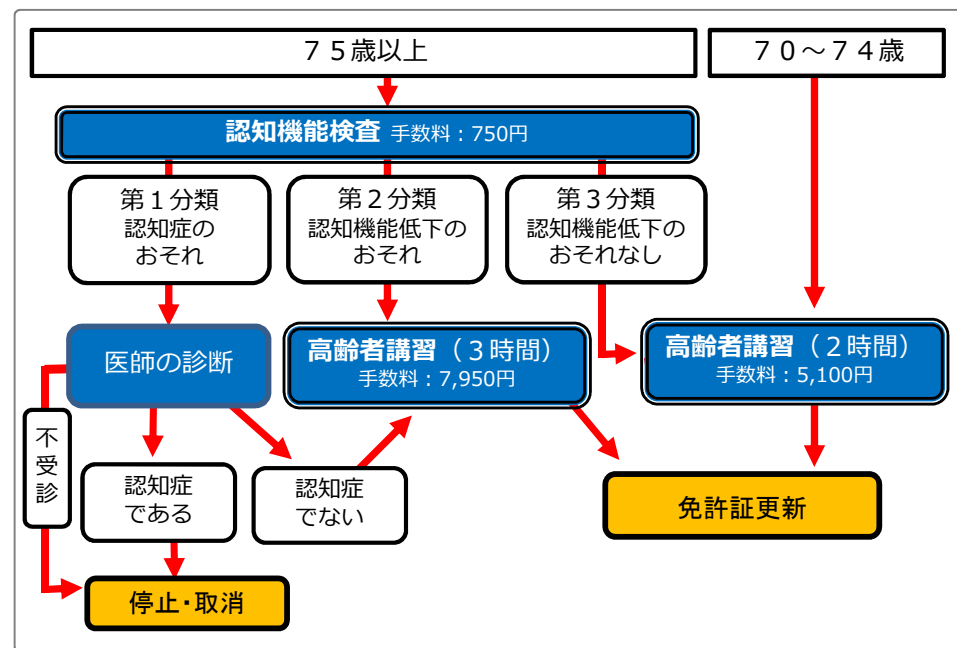


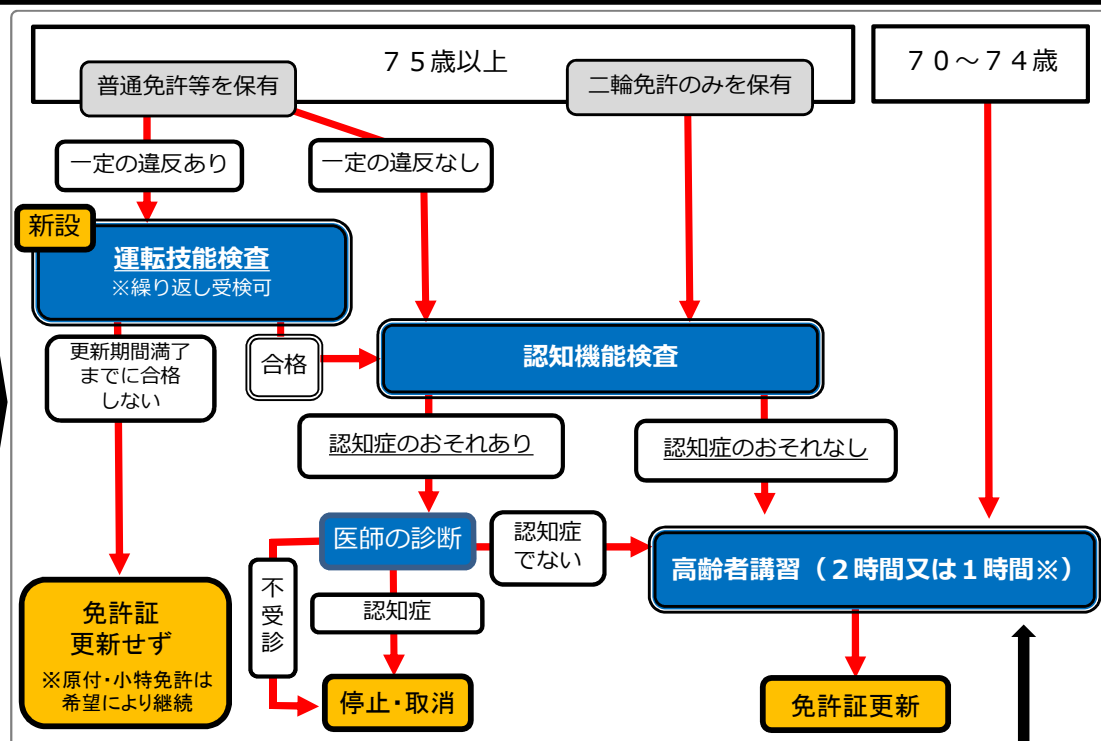
# 道路交通法の改正概要について（令和4年5月13日施行）

## ◆高齢運転者対策の充実・強化

### ○ 高齢運転者の運転免許証の更新制度の見直し



改正後



※二輪免許のみ保有者と運転技能検査対象者は1時間、その他は2時間

#### 運転技能検査について（補足）

#### ◆ 運転技能検査の対象となる一定の違反（11類型）

- ①信号無視、②通行区分違反、③通行帯違反等、④速度超過、⑤横断等禁止違反、⑥踏切不停止・遮断踏切立入り、⑦交差点右左折方法違反等、⑧交差点安全進行義務違反等、⑨横断歩行者等妨害等、⑩安全運転義務違反、⑪携帯電話使用等

#### ◆ 運転技能検査の内容等

コース内を走行し、①指示速度による走行、②一時停止、③右折・左折、④信号通過、⑤段差乗り上げの課題を実施。運転行為の危険性に応じて減点方式で採点を実施し、第一種免許は70点以上、第二種免許は80点以上を合格とする。

### ○ 安全運転サポート車等限定条件付免許の導入

申請により、対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの条件付き免許を与える。

## ◆第二種免許等の受験資格の見直し

○ 特別な教習を修了した者について、第二種免許・大型免許・中型免許の受験資格を緩和する。（19歳以上かつ普通免許等1年以上）

○ 21歳以上（中型免許は20歳）に達するまでの間（若年運転者期間）に、基準に該当する違反（※）を行った場合は、講習の受講を義務付け、受講しなかった場合及び受講後に再び基準に該当する違反を行った場合は、特例を受けて取得した免許を取り消す。

※ 3点以上（1回の違反で3点となる場合は除く。）